

平成 28 年 2 月 1 日

各 位

東京都千代田区外神田一丁目 18 番 13 号  
 株 式 会 社 エ ス プ ー ル  
 代表取締役会長兼社長 浦 上 壮 平  
 (コード番号:2471)  
 問 い 合 せ 先 :  
 取締役管理本部担当 佐 藤 英 朗  
 電 話 番 号 03 (6859) 5599 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 25 日開催の第 16 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 27 年 8 月より従業員の増加に対応し、グループ企業を集約してより一層の業務効率化を図るため、本社機能を東京都中央区から東京都千代田区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を東京都千代田区に変更するものであります。
- (2) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、代表取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるようにしたいと存じます。また、執行役員社長を選出した時は取締役社長を置かないため、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役が株主総会の招集を行うことができるようにするなど、所要の変更を行いたいと存じます。これらのため、現行定款第 13 条、第 20 条、第 21 条を変更するものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、業務を執行しない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに対応するため、現行定款第 27 条を変更するものであります。なお、現行定款第 27 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めある場合を除き</u> 、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長を置かないときは <u>または取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)  第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。  ② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。  (新設)</p> <p>(取締役会)  第21条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。  ②～④ (条文省略)</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)  第27条 (条文省略)  ② 当社は、<u>社外取締役及び社外監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、<u>社外取締役</u>については100万円以上、<u>社外監査役</u>については100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役並びに執行役員社長)  第20条 (現行どおり)  ② (現行どおり)  ③ <u>取締役社長を置かないときは、取締役会はその決議によって、執行役員社長1名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会)  第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き</u>、取締役会長がこれを招集し、議長となる。<u>取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれに当たり、取締役社長を置かないときまたは取締役社長に事故あるときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。  ②～④ (現行どおり)</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)  第27条 (現行どおり)  ② 当社は、<u>業務執行取締役等でない取締役及び監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、<u>業務執行取締役等でない取締役</u>については100万円以上、<u>監査役</u>については100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年2月 25 日

定款変更の効力発生日

平成 28 年2月 25 日

以 上